

静岡県難病広報啓発業務委託先公募要領

1 趣旨

この要領に基づき、静岡県（以下「県」という。）が行う難病広報啓発事業の実施に当たり、優れた企画力、経験等を持つ団体に業務を委託するため、プロポーザル（企画提案方式）により、委託先の選定を行う。

2 委託業務概要

- (1) 委託業務の名称 静岡県難病広報啓発業務
- (2) 委託期間
最長で契約締結日から令和7年3月24日までとし、企画提案内容を踏まえ、委託期間を決定する。
- (3) 委託業務の内容
別紙1「静岡県難病広報啓発業務委託に係る仕様書」のとおり
- (4) 委託価格の限度額
1業務あたり150千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者が、企画提案に参加できる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとする。）の患者又は当該患者の家族を主な構成員とする団体であること。
- (3) 静岡県内に本部又は事務所等の業務拠点を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (4) 国又は地方公共団体から補助金等の財政的支援を令和6年度において受領しないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
 - (9) 受託業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第7条第2項で規定されている合理的配慮について留意すること。
 - (10) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
 - (11) 緊急時に迅速な対応がとれること。

4 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別紙2に定める評価基準により、静岡県難病広報啓発業務委託先選定委員会の委員が審査し、県が決定する。

なお、総額500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で委託先を複数選定する。

5 事前説明会の開催

(1) 開催日時

令和6年7月18日（木） 午後1時30分～2時30分

(2) 開催場所

県庁西館3階 医療安全相談室

(3) その他

ア 事前説明会への参加は、企画提案参加の必須要件ではない。

イ 会場の都合上、事前説明会の参加者は各団体2人までとする。

ウ 説明会終了後に質問がある場合は、7月19日（金）午後5時までに様式5により電子メールもしくはFAXで送信の上、その旨を電話で連絡すること。回答は説明会に参加した全ての者に郵送で7月26日（金）までに伝達する。

6 企画提案手続き

(1) スケジュール

令和6年6月28日（金） 公告

令和6年7月18日（木） 事前説明会の開催

令和6年7月19日（金） 質問の受付期限

令和6年7月26日（金） 質問の回答期限

令和6年7月26日（金） 参加表明書の提出期限

令和6年7月31日（水） 企画提案書の提出期限

令和6年8月15日（木） 選定結果の通知

(2) 企画提案の参加表明

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び上記3に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）並びに付属書類を令和6年7月26日（金）午後5時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を令和6年7月31日（水）午後5時までに提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること。

イ 提出先

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課難病対策班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(7) 企画提案提出書（様式4）

(8) 企画提案書（様式任意。A4サイズを基本とする。）

a 企画提案書は、上記2に掲げる委託業務の内容を十分に理解した上で、専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え作成すること。

b 企画提案書の構成は自由であるが、以下の点に留意すること。

(a) 難病の周知・啓発を目的とする業務であることから、企画提案書には、周知強化に資する内容について具体的に記載すること。

(b) 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施運営していくのかについて、わかりやすく表現すること。

(9) 業務実績表（様式4-2）

過去5年以内に実施した静岡県内での難病の広報啓発業務について、当該業務の概要を記載すること。

(10) 見積書（様式任意）

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。なお、見積書には、団体印及び代表者個人印を必ず押印し、団体印が無い場合には代表者個人印を押印すること。

イ 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること。

ウ 提出期限 令和6年7月31日（水）午後5時まで（必着）

エ 提出先

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課難病対策班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

オ 提出部数 1部とする。

カ その他

(7) 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

(8) 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

(9) 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。

(10) 提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に

無断で使用しない。

7 審査

(1) 選定方法・評価基準

静岡県難病広報啓発業務委託先選定方法（別紙2）のとおり

(2) 選定結果の伝達方法等

選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。なお、希望がある場合、選定されなかった場合の理由については電話又は来庁面会により説明する。

8 その他

(1) 今回の企画提案に関わる一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。

(3) 契約保証金は免除する。

(4) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(5) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、県に帰属する。

(6) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

9 問合せ先

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課難病対策班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

電話：054-221-3393

FAX：054-251-7188

E-mail：shippei@pref.shizuoka.lg.jp